

表 1  
医療法人等に係る所得金額の計算書  
(経費配分方式)  
社会保険診療所得額算出表

管理番号	
法人名	
事業年度	・・～・

区分		総額	内訳		摘要
医療 収入事 業金額	診療収入金額	A ①	社会保険 B 27	一般 円	
	その他付随収入金額	②			
	小計 ①+②	A' ③	B' 28		
	その他事業収入金額	④			
総収入金額 ③+④		⑤			
経 費	専属経費	⑥			
	共通経費	⑦			
	一般管理費等	⑧			
	その他事業経費	⑨			
	小計⑥+⑦+⑧+⑨	⑩			
特別 損益等	益金	専属 ⑪			
	共通	⑫			
	損金	専属 ⑬			
	共通	⑭			
	差引小計⑪+⑫-⑬-⑭	⑮			
経費合計 ⑩-⑮		⑯			
当期利益 ⑤-⑯		⑰			
税務 計算	加算	専属 ⑯			
	共通	⑯			
	減算	専属 ⑯			
	共通	⑯			
	差引小計 ⑯+⑯-⑯-⑯	⑯			
税務計算後の所得金額 又は個別所得金額 ⑰+⑯		⑯			
法72条の23第2項	加算	⑯			
	減算	⑯			
所得金額又は個別所得金額 23+24+25		26	29	30	

(注) 1 共通損益あん分率

$$\text{医療直接費 } B / A =$$

$$\text{その他 } B' / A' =$$

(例) あん分される経費等の額のうち最も大きい額が、一般管理費等⑧の「214,321,337円」の9けたである場合

$$\text{その他 } B' / A' = 522,412,031 / 594,822,733 = 0.8782650729 \leftarrow \text{小数点以下10けた目以下を切り捨てる。}$$

2 この表は、地方税法施行規則第六号様式別表五記載のための補助資料として作成してください。

\* 损益計算書、貸借対照表、法人税法施行規則別表一(一)、四、五(一)、五(二)、六(一)〔連結法人は、個別帰属額の届出書、別表四の二付表、五の二(一)付表、五の二(二)付表一、六の二(一)〕及び「雑益、雑損失等の内訳書」の写しを添付してください。

小数点以下の数値はあん分される経費等の額のうち、最も大きい額のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の数字を切捨ててください。

表2

## 診療収入金額の内訳

## 1 社会保険診療収入

区分	金額
健康保険法	
国民健康保険法	
高齢者の医療の確保に関する法律	
船員保険法	
国家公務員共済組合法	
戦傷病者特別援護法	
母子保健法	
生活保護法	
麻薬及び向精神薬取締法	
私立学校教職員共済組合法	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	
児童福祉法	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	
地方公務員等共済組合法	
心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法	
原爆被害者に対する援護に関する法律	
介護保険法	
障害者自立支援法	
税務計算により振り替える額	
計 (1)	
基金よりの収入	
窓口よりの収入	

## 2 一般診療収入

区分	金額
自由診療収入	
労働者災害補償保険法	
国家公務員災害補償法	
地方公務員災害補償法	
自動車損害賠償保険法	
入院代ヘッド・寝具代等差額収入	
食事代差額収入	
診断書料	
受託技工・検査料	
検査料	
医療相談収入	
健康診断・予防注射等受託医療収入	
介護保険法	
税務計算により振り替える額	
計 (2)	

診療収入総額

(1)+(2)

(注)「診療収入金額の内訳(表2)の記載要領」の(1)及び(2)に掲げるものについて記載してください。

## その他付随収入金額の内訳

区分	金額
売店売上	
雑収入	
受取利息	
受取配当金	
職員給食収入	
付添人給食収入	
付添人ヘッド・寝具代収入	

区分	金額
不用品売却収入	
固定資産賃貸収入	
補助金(救急医療その他)	
税務計算により振り替える額	
計	

(注)1 「診療収入金額の内訳(表2)の記載要領」の(3)に掲げるものについて記載してください。

2 この収入は、すべて一般専属収入としてください。

3 各種引当金及び準備金の益金算入額、固定資産及び有価証券の譲渡による益金、租税還付金、仕入値引はここに記載せず、表4「特別損益等の内訳」に記載してください。

表3

## 経 費 の 内 訳

## 1 専 属 経 費

## (1) 社会保険診療

区 分	金 額
貸 倒 損 失	円
計	

## (2) 一般診療等

区 分	金 額
貸 倒 損 失	円
法 人 事 業 税	
計	

(注) 損益計算書等から専属経費(社会保険診療又は一般診療等に係る経費)を記載してください。

一般診療等に係る経費は、表2の一般診療収入金額及びその他付随収入金額を稼得するために要した費用として明確に区分できる経費を記載してください。

専属経費に分けられない経費は、共通経費として医療直接費と一般管理費等に分けて、記載してください。

医療直接費と一般管理費等に区分することが困難な場合は、一般管理費等に記載してください。

なお、共通経費の区分方法は次のとおりです。

区 分	医療直接費とするもの	一般管理費等とするもの
役 員 報 酬		
給 料 、 手 当	医師、薬剤師、看護婦、歯科技工士、助手等医療に直接従事する者及び給食賄人分	役員、事務員及び雇用入分
退 職 金		
法 定 福 利 費		
給 食 費 ( 材 料 費 )	患者用	付添用、職員用
減 價 償 却 費	医療機械、診療用車両分	建物その他直接費以外のもの
消 耗 品 費	医療用(診療材料費)	一般用、事務用

(注) 1 給食費の区分については、例えば給食数でん分する等妥当な方法で行ってください。

2 医療に従事している役員の報酬(給料)の区分については、例えば給与割合、収入割合でん分する等妥当な方法で行ってください。

2 共通経費

### (1) 医療直接費

(2) 一般管理費等

表4

## 特別損益等の内訳

## 1 特別損益

## (1) 益 金(特別利益等)

区分	共通	専属	
		社会保険	一般
貸倒引当金戻入		円	円
退職給与引当金戻入		円	円
土地譲渡益		円	円
償却資産譲渡益		円	円
有価証券譲渡益		円	円
租税還付金		円	円
仕入値引		円	円
保険解約返戻金・満期返戻金		円	円
		円	円
		円	円
計		円	円

## (2) 損 金(特別損失等)

区分	共通	専属	
		社会保険	一般
貸倒引当金繰入		円	円
土地処分損		円	円
償却資産処分損		円	円
有価証券譲渡損		円	円
法人税等充当金繰入		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
計		円	円

2 税務計算(法人税法施行規則別表四、別表四の二付表)の内訳

区分	共通	専属	
		社会保険	一般
加算	損金の額に算入した法人税	円	円
	損金に算入した道府県民税及び市町村民税		
	損金の額に算入した道府県民税 利子割		
	損金の額に算入した納税充当金		
	損金の額に算入した附帯税(利子割除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税		
	減価償却の償却超過額		
	交際費等の損金不算入額		
	寄附金の損金不算入額		
	法人税から控除される所得税額		
	計		
減算	減価償却超過額の当期認容額		
	納税充当金から支出した事業税等の金額		
	受取配当等の益金不算入額		
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等		
	計		

(注) 1 診療収入又は、その他付随収入となるものについては、表2の「税務計算により振り替える額」の欄に記載してください。

2 「納税充当金から支出した法人事業税」、「受取配当等の益金不算入額」については、「専属一般」の欄に記載してください。